

25 浪生第 7 号
平成 25 年 4 月 5 日

福島県生活環境部避難者支援課長 様

浪江町生活支援課長
(公 印 省 略)

借上げ住宅の住み替えに関する要望書

日頃より、当町の災害対応につきましてご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月 22 日に開催されました「応急仮設住宅の住み替えに関する連絡会議」において、住み替えの取り扱いに関する内容のご説明がございましたが、町民及び貸主等への周知も十分に取れていないなかで、窓口対応としても非常に苦慮している状況にあります。

つきましては、今なお町外に避難する町民の状況を鑑み、住宅確保に格段のご配慮を賜りますようお願いを申し上げます、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 東京電力の家賃賠償に関する基準の明確化と確実な支払いの確保
- 2 転勤の理由による住み替えの柔軟な取り扱い
- 3 被災市町村の住み替えの取り扱いに関する事務の統一
- 4 被災者、貸主及び不動産業者への制度変更に関する十分な周知